

## 救急医療情報システム運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県救急医療情報システム（以下「本システム」という。）を鳥取県（以下「県」という。）が提供するため必要な事項を定めるものとする。

(提供機能)

第2条 県が本システムで提供する機能は、以下に掲げるものとする。

項目		機能
利用者	一般利用者	宿日直医情報の閲覧 緊急通知閲覧
	医療機関 ( )	宿日直医情報の入力、閲覧 空床情報の入力、閲覧 緊急通知の閲覧

病院、診療所の区分等により機能は異なる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 本システムを入力、閲覧する者すべてをいう。
- (2) 設備 本システムのデータ等を格納するサーバ及びその周辺機器をいう。

(利用の条件)

第4条 県は、利用者が入力、閲覧をするときは、次の各号に掲げる内容を承認したものとみなす。

- (1) 利用者は、本システムの正常な運用を阻害することのないよう、端末を正常に利用すること。
- (2) 本システムの中断、遅延等が発生しても、その発生の理由のいかんにかかわらず、その結果利用者に生じた一切の損害について、県にその賠償を請求しないこと。
- (3) 本システムの利用に起因して、他者との間で紛争が生じた場合には、自己の費用と責任において解決するものとし、県にその賠償を請求しないこと。
- (4) 本要綱各条に規定している事項に同意すること。

(運用の制限又は中止)

第5条 県は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本システムの運用を制限又は中止することができる。

- (1) 本システムの設備の保守（定期点検を含む。）又は工事のためやむを得ない場合
- (2) 本システム用の設備の障害によりやむを得ない場合
- (3) 火災、停電等により本システムの運用ができない場合
- (4) 地震、噴火、洪水、津波等の天災により本システムの運用ができない場合
- (5) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本システムの運用ができない場合
- (6) 前各号のほか行政目的利用のため、制限する必要があると認められる場合

2 前条のほか、緊急でやむを得ない場合と認められる場合は、県は、本システムの運用を制限又は中止することができる。

(免責)

第6条 県は、本システムの利用によりもたらされる結果について、一切の責任を負わない。

- 2 県は、本システムの中断、遅延などが発生しても、その発生の理由のいかんにかかわらず、その結果、利用者に生じた損害について、一切の責任を負わない。
- 3 本システムの利用に起因して、利用者が他者との間で紛争を生じた場合は、当該利用者の費用と責任において解決するものとし、県は一切の責任を負わない。

4 県は、地震、噴火、洪水、津波等の天災、戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により利用者が設置する機器等に損害が生じても一切の責任を負わない。

5 県は、前条の規定による本システムの運用の制限又は中止に伴い利用者に損害が発生したとしても、一切の責任を負わない。

(損害賠償の請求)

第7条 県は、利用者が違法、不正又はこの要綱に違反して本システムを利用し、それにより県に損害を与えた場合、利用者にその損害を賠償する場合がある。

(入力情報)

第8条 県は本システムに医療機関が入力した情報を本システムの運営及び本システムに係る業務に使用することとし他の目的には使用しない。

附 則

この要綱は平成18年12月18日より施行する。